



「トイレットロール、ロール製品パッケージ」事件  
(知財高判令和7年10月8日 令和6年(ネ)第10069号<sup>1</sup>)

### 概要

(1) 特許権侵害訴訟において、本件特許の「エンボス深さ」及び「エンボスパターンの深さ」の用語の技術的意義及び数値範囲充足性が主な争点となった事例。

(2) 本件明細書にエンボス深さの測定方法が記載されているのであるから、本件発明の解決課題等から導かれる技術的意義を根拠として本件明細書に記載の方法と異なる方法を用いるべきと解することはできないとして控訴人（原告）の主張を否定した。

### 対象特許

(1) 本件特許1：特許第6735251号<sup>2</sup>

【請求項1】

2プライに重ねられ、エンボスを有するトイレットペーパーをロール状に巻き取ったトイレットロールであって、

前記エンボスのエンボス深さが0.05～0.40mm、

巻固さが0.3～1.4mm、巻長が63～103m、巻直径が105～134mm、巻密度が1.2～2.0m/cm<sup>2</sup>であり、

前記トイレットペーパーの比容積が、4.0～6.5cm<sup>3</sup>/gであり、前記エンボス1個当たりの面積が、2.5～6.0mm<sup>2</sup>であるトイレットロール。

(2) 本件特許3：特許第6186483号<sup>3</sup>

【請求項1】

2プライ積層したトイレットペーパーをロール状に巻き取ったトイレットロールであって、

前記トイレットペーパーにエンボスパターンを設け、

前記トイレットロールの巻長が63m以上105m以下、巻直径が105mm以上140mm以下、ロール柔らかさが0.4mm以上1.9mm以下であり、

前記エンボスパターンの深さが、0.01mm以上0.40mm以下であるトイレットロール。

### 争点

「エンボス深さ」及び「エンボスパターンの深さ」の数値範囲の充足性について、明細書に記載の測定方法とは異なる測定方法で測定された数値に基づいて判断できるか。

### 控訴人の主張

・・・以上に述べたところによれば、本件明細書1の記載及び本件発明1の解決課題等から導かれる「エンボス深さ」の技術的意義からすれば、本件発明1の「エンボス深さ」を測定するに当たっては、「(形状測定レーザ) マイクロスコープ」を用いてエンボスの高低差を測定することのほかには何らの測定方法の限定はなく、「(形状測定レーザ) マイクロスコープ」を用いて一つのエンボスにおける最も深い位置（最深部）と当該エンボス周辺において最も高い位置（最高部）を特定した上、最深部と最高部との差分を求め、これを「エ

<sup>1</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/94688/detail8/index.html>

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2017-083611/10/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2016-202093/10/ja>

ンボス深さ」とすべき（いわゆる「面粗さ測定」）であり、最深部と最高部の特定をするに当たっては、最長部 a の認定や断面曲線の取得（いわゆる「線粗さ測定」）を行う必要はないというべきである。

## 裁判所の判断

### (1) 「エンボス深さ」の解釈について

・・・本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載にある「エンボス深さ」の用語の意義は、明細書の記載を考慮して解釈すべきである（特許法 70 条 2 項）。本件明細書 1 の [0023] には、エンボス深さとして、「図 6 に示すように、高さプロファイルの断面曲線 S から『輪郭曲線』 W を計算し、この輪郭曲線 W のうち、上に凸となる 2 つの変曲点 P 1、P 2 と、変曲点 P 1、P 2 ではさまれる最小値を求め、これを深さの最小値 Min とする。変曲点 P 1、P 2 の深さの値の平均値を深さの最大値 Max とする。このようにして、エンボス深さ D = 最大値 Max - 最小値 Min とする。又、変曲点 P 1、P 2 の X-Y 平面上の距離（長さ）を最長部 a の長さとする。・・・」と記載されており、・・・本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載の「エンボス深さ」の用語の意義は、本件明細書 1 の上記各段落に記載された測定方法によって測定される数値と解すべきである。・・・本件明細書 1 の上記各段落に上記のとおり「エンボス深さ」の測定方法が記載されているのであるから、測定方法は、それによるべきである。

### (2) 控訴人提出の証拠について

・・・各被控訴人製品は、ダブルエンボスのトイレットロールであり、表面と裏面にそれぞれ付されたエンボスが規則性をもって互い違いに重なるとは限らないから、エンボスの凹凸の位置がずれることにより干渉し、その形状が明瞭でないエンボスが生じ得る。・・・仮に、上に凸となる曲率極大点が三つ以上ある場合に、間に曲率極大点を一つ以上挟んで、その両側の曲率極大点を P 1、P 2 とするようなことがあるならば、間に挟まれた曲率極大点がエンボスの周縁であることもあり得るから、このように定められた P 1、P 2 は、一つのエンボスの周縁上の点を P 1、P 2 と認定したものとは認められず、本件明細書 1 に記載されたとおりに P 1、P 2 を認定したものとは認められない。

## まとめ

(1) 「エンボス深さ」の数値範囲の充足性判断にあたり、本件発明の解決課題等から導かれる技術的意義と明細書に記載の測定方法が参酌された結果、被控訴人製品であるダブルエンボスの「エンボス深さ」を測定する為に、明細書に記載の測定方法とは異なった測定方法が用いられた証拠に基づき充足するとする控訴人の主張は採用されなかった。

(2) 独自の測定方法により定義されるパラメータを特徴とする発明では、当該パラメータの解釈において技術常識が適用されにくく、実施可能要件や明確性（特許・実用新案審査基準第 I I 部第 1 章第 1 節実施可能要件<sup>4</sup>及び同第 2 章第 3 節明確性要件<sup>5</sup>参照）の観点から明細書に特定の測定条件を過度に限定して記載しがちである。結果、後に問題となる製品について当該方法による測定が困難となり、技術的範囲の解釈や侵害立証に支障を来す虞がある。出願時にあらゆる製品形態をも考慮した上で測定方法を記載するのは容易ではない。しかし、出願段階に想定できる被擬侵害品の製品形態については、明細書に記載する測定方法が適用可能か検証することが望ましいといえる。

キーワード 特許、クレーム解釈（70条）、数値限定、測定方法

[担当] 深見特許事務所 尼崎 匡

## [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。

<sup>4</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0101.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0101.pdf)

<sup>5</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0203.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf)